

特集「緊急資金繰り対策」

毎月の支払いに優先順位を付け必要資金を確保する準備を！

新型コロナウイルスの影響によって、売上が急減し、直面する毎月の支払いのための資金繰り対策が最重要課題となっていることでしょう。

直面する支払いに対して、下記のように優先順位を付け、必要な金額を明確にして、資金を集めます。融資は、申請から実行まで時間を要します。また、すべてを融資で賄えるわけではありません。その場合は、手元にある現金化しやすいもの、例えば、定期預金・積金、経営者の個人資金、小規模企業共済や生損保の貸付制度、カードローンなどの方法を検討しましょう。

【支払いの優先順位】

支払手形の期日支払い / 従業員の給料 / 仕入代金（買掛金）の支払い /

家賃・水道光熱費・保険料などの毎月の支払経費 / 税金・社会保険料 / 借入金の利息や元本返済

月末の支払いを乗り切ったら、今後の資金繰り対策について、融資、助成金、必要資金の用途、資金化できるまでのスピードを考えて調達しましょう。

想定外の業績悪化で役員給与を減額せざるを得ないとき

定期同額給与の役員給与は、期首から3か月以内の通常改定を除いて、期中に改定した場合は、**原則としてその一部が損金に認められません。**

しかし、新型コロナウイルスの感染拡大といった想定外の事情によって、経営状況が著しく悪化したとき、役員給与の減額改定を行うケースがあります。このような場合、税務上は、業績悪化事由として認められます。業績悪化事由とは、経営が危機に瀕している場合、役員給与の減額などの経営改善策を講じなければ、客観的な状況から今後の経営の見通しが著しく悪化することが避けられない場合などが該当します。

（以上の記事について詳細を知りたい事業者の方には「事務所通信」を送らせていただきます）